

# 埼玉県入間市：連携システムの構築



入間市 教育部学校教育課 副参事兼教育センター所長

吉野 正美

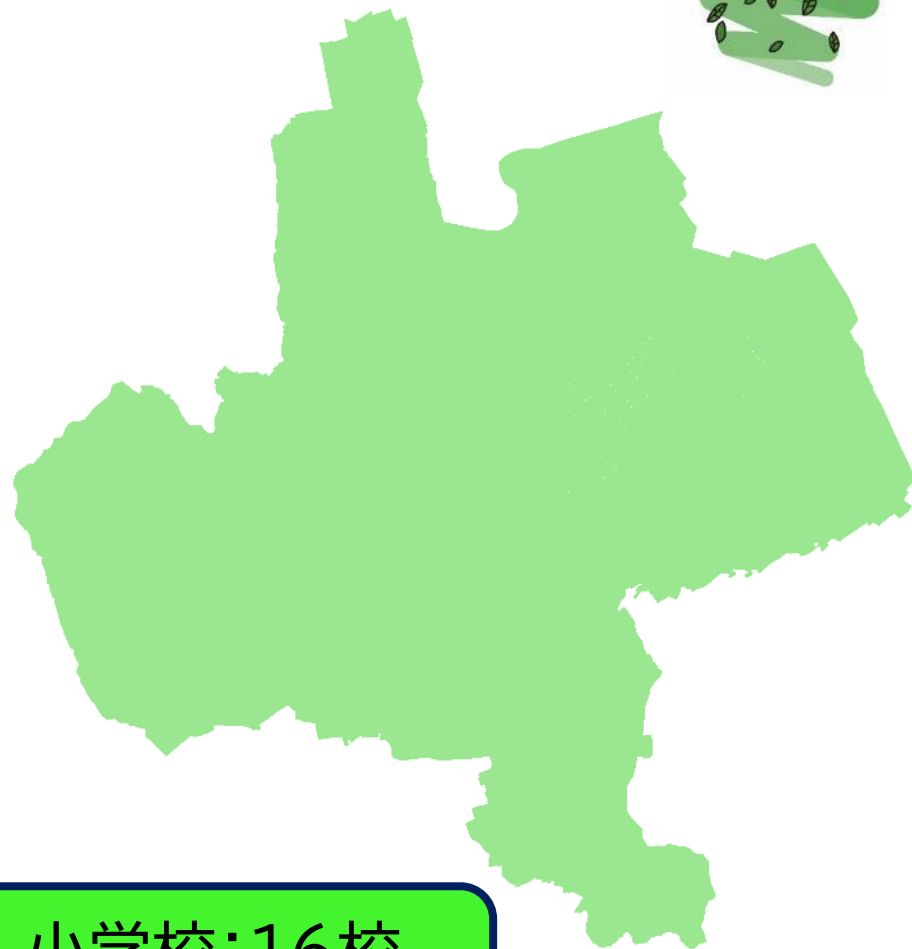
# 入間市の紹介

人口(令和4年9月1日)  
145,890人

埼玉県

入間市

A map of Saitama Prefecture, Japan, with the city of Inama (入間市) highlighted in a darker blue. The text '埼玉県' (Saitama Prefecture) is written in white across the center of the map, and '入間市' (Inama City) is written in blue above the highlighted area.



小中学生  
10,372人

小学校:16校  
中学校:11校

# 子ども未来室事業の背景

小1  
プロブレムの解消

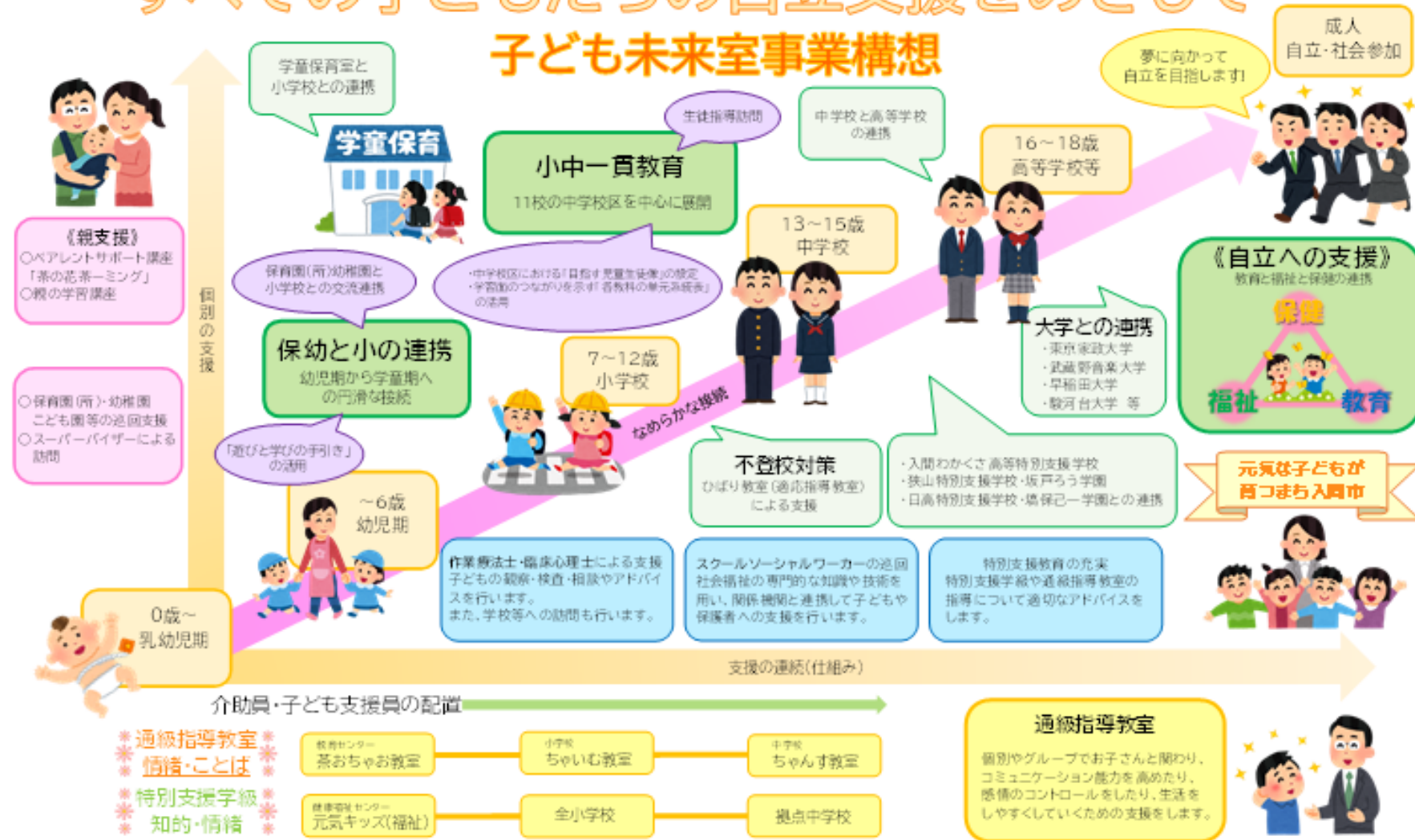


中1  
ギャップの解消

# 子ども未来室事業 平成21年度～

## すべての子どもたちの自立支援をめざして

### 子ども未来室事業構想



子ども未来室事業

# 3つの支援

瞳が輝く人間っ子の育成

子ども未来室事業

子どもの支援に関する事業  
入間市すべての子どもたちの自立支援

子育て中の親の  
支援に関する事業

教師・保育士等の  
支援に関する事業

# 教育と福祉の連携 ステージ0

令和2年度 こども支援課 児童発達支援センター  
学校教育課 教育センター 主幹

**併任**

入間市児童発達支援センター



入間市教育センター

IRUMA CITY EDUCATION CENTER

教育と福祉の連携の充実に向けて

# ステージⅠ 児童発達支援センターとの連携

入間市児童発達支援センター



令和2年 4月 開所

- ・相談支援事業
- ・児童発達支援事業
- ・地域支援事業

すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できるよう切れ目ない支援を行っている。

教育と福祉の連携の充実に向けて



子ども未来室事業

## 3つの支援

瞳が輝く人間っ子の育成

子ども未来室事業

児童発達支援センター  
「ういず」との連携

令和2年4月～

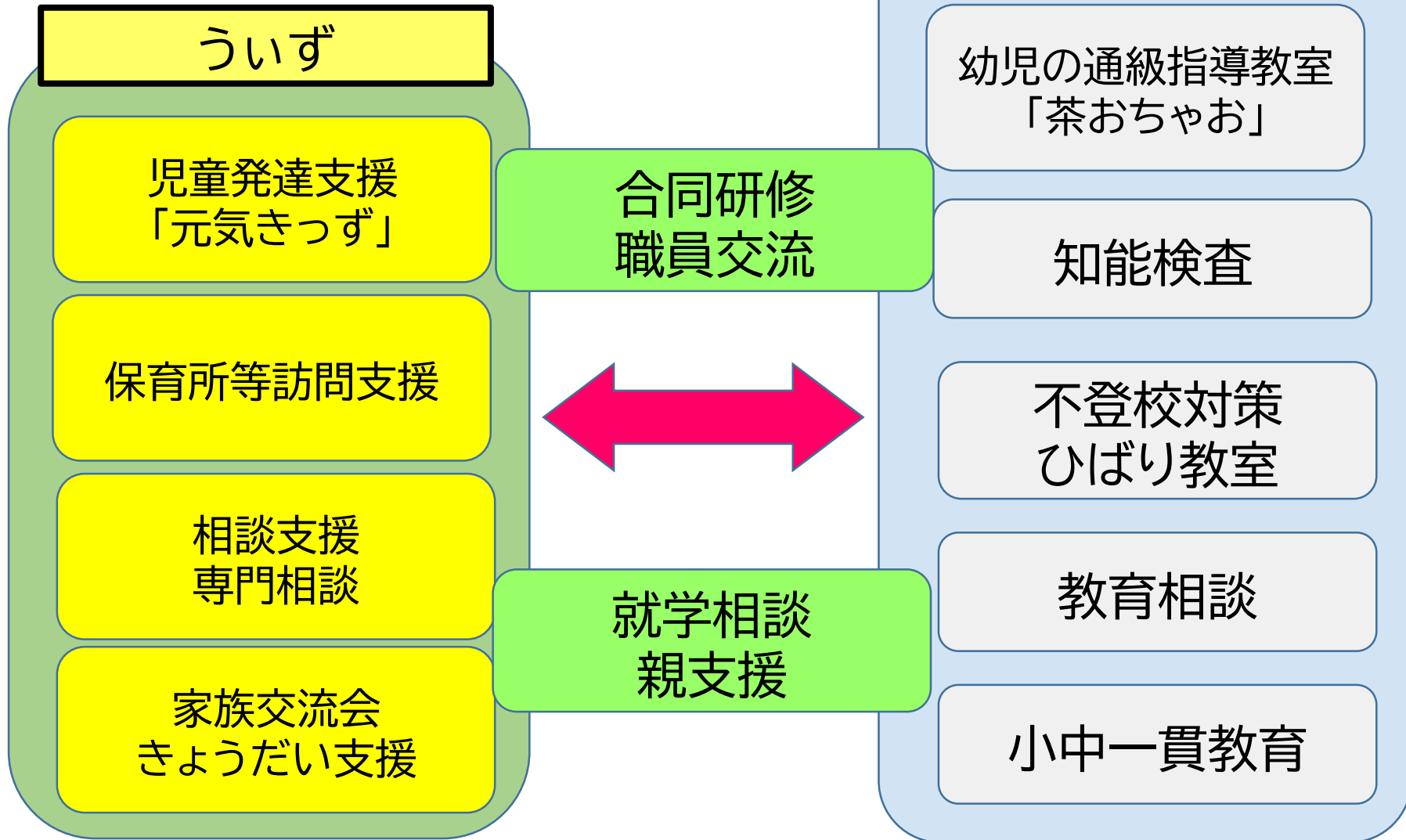
# 児童発達支援センター「ういず」との連携

子ども未来室  
教育部

0歳から18歳まで  
切れ目のない支援

児童発達支援センター  
ういず こども支援部

# 児童発達支援センター 「ういず」との連携



## CLM (チェックリストイン三重) を導入



### 【目的】

・子ども達が地域で過ごしやすい環境を整える。

### 【方法】

・発達障害などの子どもたちの特性を把握し、個別指導計画をツールを導入した。

## 関係機関連絡会の開催

「コロナ禍における子供たちの実態とは  
～他機関連携における望ましい関わり方～」

### 【課題】

- 教育と福祉の連携への意識の醸成
- 保護者支援の在り方

嵐山学園 園長 精神科医  
早川 洋氏による講演 (70名)



# ステージII 入間市「トライアングル」プロジェクトの始動



教育と福祉の連携の充実に向けて

平成30年3月  
文部科学省・厚生労働省

当時の現状・・・

## 教育と福祉との連携に係る 課題

- 互いの活動内容や課題等共有されていない
- コミュニケーションが図られていない
- 互いの現場における状況理解ができていない

## 方策

- ◎関係構築の「場」設定
- ◎学校と障害児通所支援事業所等との連携強化
- ◎個別の支援計画活用促進

# ステージⅢ 福祉部との連携

令和3年6月【教育長に対する説明】

・教育・福祉連携推進 埼玉県モデル事業(教育と福祉の連携)

基幹相談支援センター:センター長  
教育部副参事

教育と福祉の連携の充実に向けて



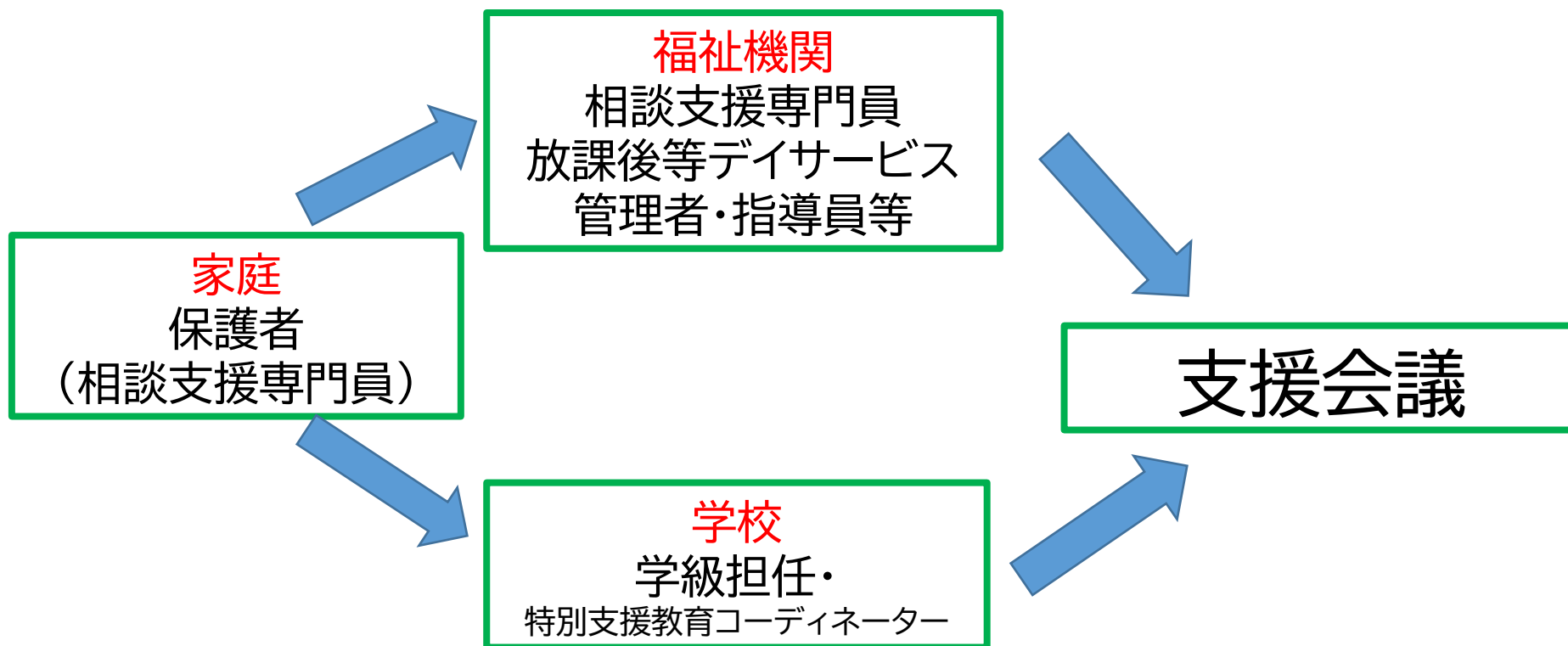
## ステージⅢ 福祉部との連携

令和3年7月【教育部 副参事】

- ・相談支援事業所連絡会へ出席
- ・相談支援専門員との情報共有
- ・教育・福祉連携推進 埼玉県モデル事業説明

教育と福祉の連携の充実に向けて

## 入間市版 支援会議の流れを検討



# 連携のためのリーフレット作成(表)・配布

## 人間市指定の相談支援事業所



事業所名	所在地	電話
相談支援事業所イノセント	扇町屋 5-5-17	080-7882-4623
相談支援事業所創和	東町 1-10-3	04-2946-9563
在宅支援センター大樹	上藤沢 987-1 2階	04-2968-3581
相談支援事業所このどり	小谷田 707-1	080-7730-4343 080-8864-2215
おおぎ在宅介護支援センター	東町 4-1-80	04-2966-4378
相談支援事業所ソレイユ	扇町屋 5-5-17	090-2525-0688
人間在宅支援事業所カラフル	扇町屋 2-1-12	04-2935-4851
相談支援事業所いっ歩	東町 4-3-6 第2すみれ101	04-2907-0985
人間市児童発達支援センター	上藤沢 730-1	04-2968-7785
LS 人間	河原町 1-25 ユーケー入間駅前ビル1階	04-2968-9938
グレース相談支援センター	南峯 337-3 コンフォートアークB102	04-2001-1266

## 参考資料

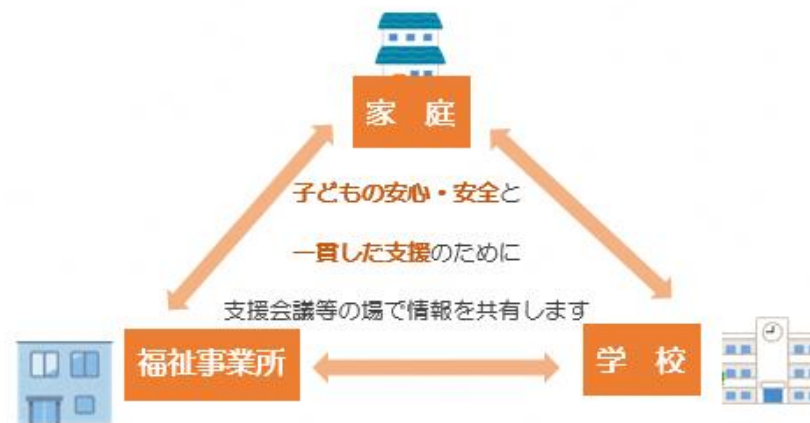
### 障害者のしおり

- 障害のある方に関する支援制度の情報が掲載されています。  
市内にある障害児通所支援事業所(P33・P34)や障害児相談支援事業所(P36・P37)の情報についてはこちらをご覧ください。  
障害者のしおりについては、人間市のホームページよりダウンロードができます。

[http://www.city.iruma.saitama.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/972/syougaisyanosiorir3.4.pdf](http://www.city.iruma.saitama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/972/syougaisyanosiorir3.4.pdf)

学校関係者向けリーフレット

発達障害をはじめ障害のある子どものよりよい支援のために  
学校と放課後等デイサービスの連携を進めています



文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の一環です

## 支援会議の流れ



# 連携のためのリーフレット作成（裏）

放課後等デイサービスとの連携にあたって 学校の先生方に知ってほしいこと



## 福祉サービスを利用する時の手続き

### 利用の流れ

利用する事業所の検討	各事業所に直接確認。または、障害福祉担当課に相談。
支給申請	障害福祉担当課に申請（障害者手帳がない場合は事前に相談）
障害児支援利用計画（案）の作成	相談支援事業所が作成。
支給決定	障害福祉担当課が「通所受給者証」を送付（有効期間1年以内）
障害児支援利用計画の作成	相談支援事業所が作成。
利用契約	「通所受給者証」を持参し、事業所と契約。
利用開始	
モニタリング	相談支援事業所が定期的に利用状況等を検証。計画の見直し。
更新手続き	通常1年ごとに更新手続きが必要。

### 相談支援事業所の役割（市町村指定事業所）

- 適切なサービスの組み合わせを検討し、障害児支援利用計画（案）を作成します。（支給決定前）
- 通所支援事業所等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。（支給決定後）
- 定期的に利用状況を検証し（サービス担当者会議）、計画の見直しをします。（サービス利用後）

#### 障害児支援利用計画

相談支援専門員が、子ども又は保護者の同意のもとに作成します。子どもや家族が希望する生活や総合的な援助の方針、それらを踏まえた支援目標や最も適切なサービスの組み合わせ等が記載されています。

## 小・中・高等学校の児童生徒が利用できる福祉サービス

いずれも児童福祉法に定められた障害児通所支援事業です

### 放課後等デイサービス（都道府県認定事業所）

小・中・高・特別支援学校に在籍している子どもに対して、放課後や学校休業日に、生活能力向上に必要な支援（自立支援のための活動、創作活動、地域交流、余暇の提供等）を行います。

子どもの特性等に応じた個別支援計画を作成して支援するほか、保護者や学校、地域の関係機関とも連携して一貫した支援をしていくことを目指しています。そのためには、保護者・学校・事業所の3者間で情報を共有することが大切であり、日々の引き継ぎや支援会議等の場を活用して相互理解や役割分担を進めていく必要があります。

#### 放課後等デイサービス個別支援計画

放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。本人や家族の希望、援助目標（長期・短期）と目標設定の理由、到達目標と具体的な支援方法等が記載されています。

### 保育所等訪問支援

保護者の依頼に基づき、発達支援を行う施設の職員（訪問支援員）が保育所・幼稚園・小学校等を訪問します。対象の子どもに対して集団生活に適應するための支援（直接支援）と、訪問先のスタッフへの技術的指導等（間接支援）を行います。

#### 訪問支援員

児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所（一部）には、児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理担当職員等が訪問支援員として配置されています。

## ステージⅢ 福祉部との連携

### 令和3年8月【市内小中学校長への説明】

- ・校長会議にて、支援会議について説明
- ・連携のための「学校関係者向けリーフレット」配布  
(教育部・福祉部共同作成)
- ・モデル事業として、支援会議の協力依頼(アンケート協力ほか)  
〔障害者基幹相談支援センター :センター長

## ステージⅢ 福祉部との連携

令和3年9月

【特別支援教育コーディネーター研修会】

- ・支援会議についての説明

教育と福祉の連携の充実に向けて

## 特別支援教育コーディネーター研修会

- ・支援会議の在り方
- ・特別支援教育コーディネーターの役割

### 特別支援教育コーディネーターの感想より

- ◎放課後等デイサービスを利用している児童がいるので、情報を共有し、連携して指導にあたることの**必要性を実感**した。
- ◎**個別の教育支援計画・個別の指導計画**について、連携・継続されるため、丁寧に進めたい。
- ◎この研修をとおして、学校と福祉が歩み寄ればと思う。
- ◎コーディネーターとして、**橋渡し**となりたい。
- 入間市として、情報共有できるシステムを作ってほしい。
- 支援会議を開催するための時間を確保することが難しい。

## ステージⅢ 福祉部との連携

令和4年2月【教育部と福祉部 共同開催】

- ・入間市障害者支援課長と学校教育課長の連名による「教育と福祉の連携に係る意見交換会」(開催通知)
- ・年2回、実務者による意見交換会を開催予定(毎年継続)

教育と福祉の連携の充実に向けて



## 教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催 合同研修会の様子



「教育と福祉の連携に係る意見交換会」

入間市教育センター 令和4年2月8日

参加者：教頭、特別支援教育コーディネーター、障害者支援課職員、相談支援専門員など(50名)

# 教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催 事例検討会の様子

連携に前向きな校内  
体制をつくりたい

問題の解決方法  
が広がった

## グループワーク

- ・事例検討  
（不登校児童生徒について）
- ・名刺交換

互いの強みを生かす  
ことが大切！



# 福祉部からの感想 (教育と福祉の連携に係る意見交換会)



意見や考えが共有でき、  
理解が深まった。

教育と福祉という立場の違う  
者同士が同じ勉強するのは、  
素晴らしい！

それぞれの立場の強みがあり、  
関係機関のつながりが大切  
だと思った。

## 小・中学校における支援会議実施に向けて 教育センターが中心となって調整

- 支援会議の開催の仕方について **助言・相談**
- **福祉部関係の会議**に副参事・指導主事参加
- 相談支援専門員との **窓口・連絡調整**
- 就学相談、進学及び未就学児の入学準備における情報共有として **支援会議を提案**



- 不登校傾向の生徒の状態が改善した。
- 保護者が安心して学校に頼れるようになった。
- 学校において、児童を受け入れる準備できた。

## 支援会議後のアンケートより・・・

【満足度】（市内小中学校：R3年度）

保護者 100% 学校関係者 93% 福祉関係者 90%

切れ目のない支援体制の構築のために

【成果例】

- ◎支援者間の顔と顔が繋がった
- ◎指導・支援の目標を共有できた
- ◎子供の理解が深まった（保護者含む）
- ◎それぞれの場での子供の様子がわかった

市内小中学校  
7割が  
支援会議実施

## 教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催

# 教育・福祉・保健の連携に関するワーキングチーム（連携会議）の実施

（令和3年度）

### 構成

- ・教育部：学校教育課
- ・こども支援部：こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、  
児童発達支援センター
- ・健康推進部：地域保健課
- ・福祉部：障害者支援課
- ・障害者基幹相談支援センター



### 【テーマ】

- ・切れ目ない支援についての体制整備

### 【内容】

- ・各課の業務について情報共有を図り、横断的な取組ができないか検討する。

# 教育・福祉・保健の連携に関するワーキングチーム

令和3・4年度

① 情報共有(**同意書**の作成) → 支援チーム体制づくり

② 教育と福祉と保健の連携**シンボルマーク**作成

③ サポート手帳の活用・促進

→ **システム導入**の検討



# 表

## 就学相談受付票・就学相談申込票

令和 年 月 日( ) 時 分 受付	
①お子様のお名前(ふりがな) <span style="float: right;">男 女</span>	
②お誕生日 平成 年 月 日生	
③保護者(世帯主)の方のお名前(続柄)	* 電話(来所)をいただいた方のお名前(続柄)
④現在通っている幼稚園・保育園(所)・施設等	
⑤入学予定校	
⑥電話番号 携帯: 自宅:	
⑦お子様の様子(主として気になること)	
⑧来所いただける日 令和 年 月 日( ) 時 分	

⑨来所いただいた日 令和 年 月 日( )
⑩住所 〒358- 入間市
★お子様の好きなこと、得意なこと
★入学にあたって心配なこと 等
★医療機関
★手帳について ある・なし 【 】
★情報の共有について
⑪(あて先)入間市長・入間市教育委員会 入間市就学相談を申し込みます。 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。同意にあたっては入間市個人情報保護条例について説明を受けました。
令和 年 月 日 本人署名



# 入間市個人情報保護条例 (平成18年9月29日条例第 (抄)

裏

第3条 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「収集等」という。)をするときは、この条例の目的を達成するため、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、「本人」から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

3 実施機関は、個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその旨を当該本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しないことが正当と認められる理由があるときは、この限りでない。

第10条 実施機関は、保有個人情報について、個人情報の収集等の目的の範囲を超えた利用をし、又は実施機関以外のものへの提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報について、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

※裏面別表を参照

(1) 本人の同意があるとき。

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めにより、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

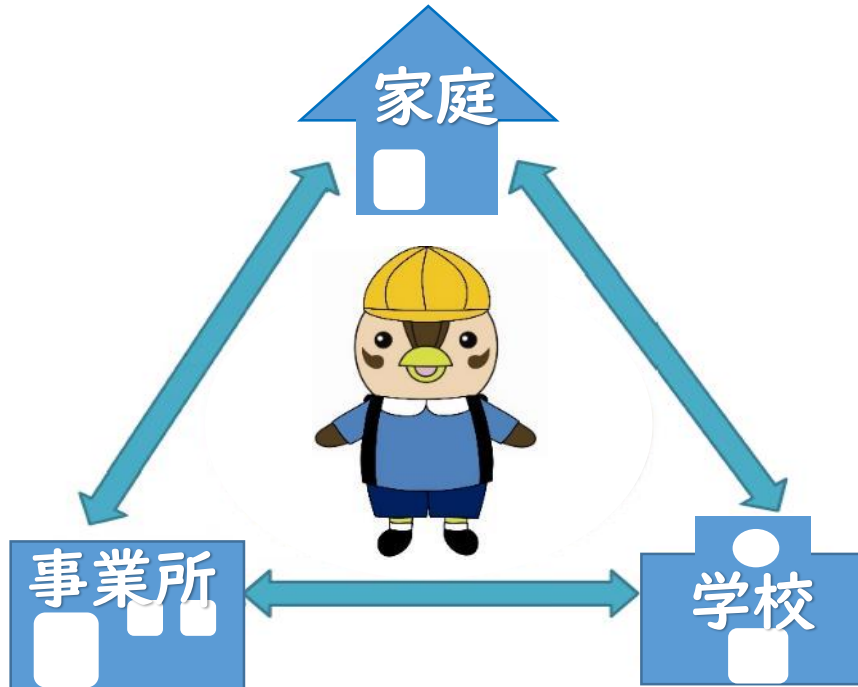
(3) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(4) 個人の評価、診断、判定、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

## 【別表】関係機関・関係者等

- ・ 入間市教育委員会
- ・ 入間市教育センター
- ・ 入間市小中学校
- ・ 埼玉県立高等学校
- ・ 埼玉県立特別支援学校
- ・ 私立学校
- ・ こども支援課
- ・ 子育て世代包括支援センター
- ・ 子育て支援拠点
- ・ 保育幼稚園課
- ・ 保育所・保育園・幼稚園
- ・ 青少年課・学童保育室
- ・ 障害者支援課
- ・ 障害者基幹相談支援センター
- ・ 障害者相談支援センターリぼん
- ・ 障害者就労支援センターリぼん
- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 地域保健課
- ・ 児童相談所
- ・ 保健所
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院

# 入間市小中学校・相談支援事業所 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 連携マニュアル



連携にかかる入間市の方針	3
福祉との連携にかかる教育委員会の役割	4
◆福祉との連携に向けた学校の準備◆	
1 放課後等デイサービス事業所との円滑な連携にかかる観点	5
2 保育所等訪問支援事業の進め方の観点	6
3 相談支援事業所との連携～支援会議の実施にあたって	7
◆手続きフロー◆	
1 学校における児童生徒が福祉サービスを利用時の手続き例	8
2 放課後等デイサービスの送迎サービスの日々の利用の連絡について	9
3 保育所等訪問支援の利用について	10
【資料】 ※ ( )内は経由を表しています。	
様式例 1 放課後等デイサービス事業の利用開始について (事業所→家庭→学校)	11
様式例 2 放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関するお願い (学校→家庭→事業所)	12
様式例 3 事業所からの学校訪問について (事業所→家庭→学校)	13
様式例 4 学校訪問について (事業所→家庭→学校)	14
参考例 1 学校と放課後等デイサービス事業所の連携に関する確認事項 (学校→家庭・事業所)	15
参考例 2 児童デイサービス等施設利用の児童の安全な引渡しについて【お願い】 (学校→家庭→事業所)	17
参考例 3 外部関係機関等との連携に関する基本方針 (学校→家庭・事業所)	18
入間市指定相談支援事業所一覧	19
放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所一覧	20
放課後等デイサービス利用についての対応の流れ	22
手帳と主なサービスについて	24

# 入間市小中学校・相談支援事業所 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 連携マニュアル

## 入間市教育センター

IRUMA CITY EDUCATION CENTER



ツイート

いいね! 0

ページ番号1011361

更新日 令和4年12月26日

印刷



### 親と子どもの悩みごと相談@埼玉

LINEによる相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」を再開しました。  
子育ての不安や親子関係など保護者の方の悩み、家族からの虐待に関する子どもの皆さんの悩みなどLINEで気軽に相談してください。

|| 停止 1 2 3 4 5

入間市教育センターHPに  
掲載



すくすく子育て情報



### 新着更新情報

- 12月26日 (月曜日) **新着** [支援連携マニュアル](#)
- 7月25日 (月曜日) **新着** [悩み事相談窓口](#)
- 7月22日 (金曜日) **新着** [こころの声](#)



# 相談担当者打ち合わせ会

令和4年9月7日 健康福祉センターにて

こども支援課  
児童発達支援センター  
教育センター



- ・各相談窓口の主な相談内容
- ・各担当者の相談対応
- ・事例検討

相談担当者打ち合わせ会后...

## 成果

こども支援課  
児童発達支援センター  
教育センター

- ・互いの相談の強みが分かったことにより、安心して相談に対応することができた
- ・他機関を紹介する際も、顔と顔が繋がっていたため、スムーズな連携ができた

(例)お子様の発達についての相談ケース

⇒すぐに、他機関に電話を回してしまうことなく、他機関のよさを伝えながら相談に対応できた

# 相談担当者打ち合わせ会 第2回

令和4年12月19日 教育センターにて

こども支援課  
児童発達支援センター  
教育センター



- ・第1回打ち合わせ後の変化
- ・各相談窓口の主な相談内容
- ・事例検討

## 相談担当者打ち合わせ会 第2回

令和4年12月19日 教育センターにて

こども支援課  
児童発達支援センター  
教育センター

- ・互いの業務についてより詳しく知ることで、強みを活かした役割が明確化された
- ・ケース会議を開催する際に、互いの顔が分かっているため、スムーズに話の本題に迫ることができた
- ・他機関との連携がまさしく、バトンパスではなく多重層で重なっていることを実感できた

(例) 情報交換の場において、関わった子どものお話が継続して支援者の話題となり、切れ目ない支援が続いている

# SSW会議（毎月開催）

令和4年9月14日 教育センターにて

こども支援課  
SSW(教育センター勤務)



- ・ヤングケアラー条例について
- ・各SSWが抱える児童生徒について
- ・事例検討



# ステージⅣ 今後の展望



教育

教育と福祉の連携強化

福祉

支援者が手を携えて、子どもや家族を支える  
温かい街づくり → 望ましいチーム体制へ

子どもも大人も活躍する社会へ・・・